

IV-61 公園の環境アセスメントについての一考察

北海道大学 工学部 正会員 五十嵐 日出夫
札幌工業高校 正会員 〇戸 沢 哲 夫

1. はじめに

我国の公園の環境アセスメントについては制度、住民参加、技術手法等が確立していない向もあり、現状の公園の開発行為と住民との間に於いて、開発をめぐる論争が発生している地域もある。本問題の取扱いは国際的事例も含めて、調査研究を行なう必要があると思われる。本文はアメリカの国立公園局に於ける公園の環境アセスメントの進め方の対応を参考に、我国との手続上の差異から改善策を考察するのが主旨であります。

2. アメリカの国立公園局の環境アセスメントのプログラミング・プロセスについて

アメリカの国立公園局の環境アセスメントのプランニング・プロセスは、国家環境政策法 NEPA の条項に則り政策と立法上の背景を考慮し、国家政策と州法との調和を計りながら、代替案の策定を発展させる方向で履行している。ここでは代替案を分析し発展させるには、情報の収集、計画要求の概要、公園管理の為の報告書を考慮に入れながら、技術面、経済的利便性、代替案の概要、開発についての意志決定を考慮しつつ、開発の目標に合わせた環境アセスメントを促進させる必要があると見做される。計画のプロセスとしては公衆参加の機会を助長しながら、財政面と管理要求の採択に従って柔軟性をもたせなければならないとしている。ここで云う管理の要求とは、公園の長期と短期に向けた管理を指しており、公園全体について土地管理の計画の草案で考慮に入れなければならないとしている。特にこれらの土地管理計画の中には公園の開発、文化的遺産、天然の特質、管轄区域、政策の限界の状況について示さなければならないと見做されている。公園管理については各州の適切な地域に対する、政策について責任を負うべき範囲と資源保護と、地質及び動植物、風景についての草案内容について、技術専門家と公衆包含の上内容を検討する必要があるとしている。公園についての環境基準の設定は、各州の独自性によっており、NEPA は連邦の土地に関連した開発行為や、州間に関係する問題について、調整する方向で関係している。アメリカ全土に於いて 300 位ある国立公園に於いて、公園に関係する開発行為は常時 3,000 件あると見做されている。これらに関連した開発行為に対しては、計画全体としての開発のかねあいで、EIS を作成するようにすることにより、EIS の数も少なくなるとの見解で、その取扱いは総合化された観点で判断されるよう CEQ に提出されて計画を行っている面がある。

3. アメリカの国立公園局に於ける公衆の包含について

アメリカの国立公園局に於ける公衆の包含については、資源の管理計画と荒地計画、開発の概念計画、一般管理について関係している。政策としては、連邦政府は州、地方の多くの関係機関を包含させながら、重要な論点は公衆を包含させて、健全な理論の方向づけを計るよう取計らうべきとの取扱がなされている。その場合連邦は *agency* 相互間の協力を求める努力で支援をし、不明な要素は委員付託による範囲内で目標となるべき部分を改善するようにしている。即ち *agency* 相互間の問題の意味を見出し、解決を計る為協力的なものを基本にして、*agency* の固有の相違について注意深く計画を考察し、その取扱いを有効適切なものとなるように計画がなされている。一般には代替案についてはアセスメントは準備されたものであり、審査が行われた後、公衆の審査に対する有効性は CEQ と共同しなければならないとしている。

公衆参加に対する努力は未解決な論点のみに討議がなされるのみではなく、将来に対する準備の仕事に焦点を合わすべきとの意向がある。

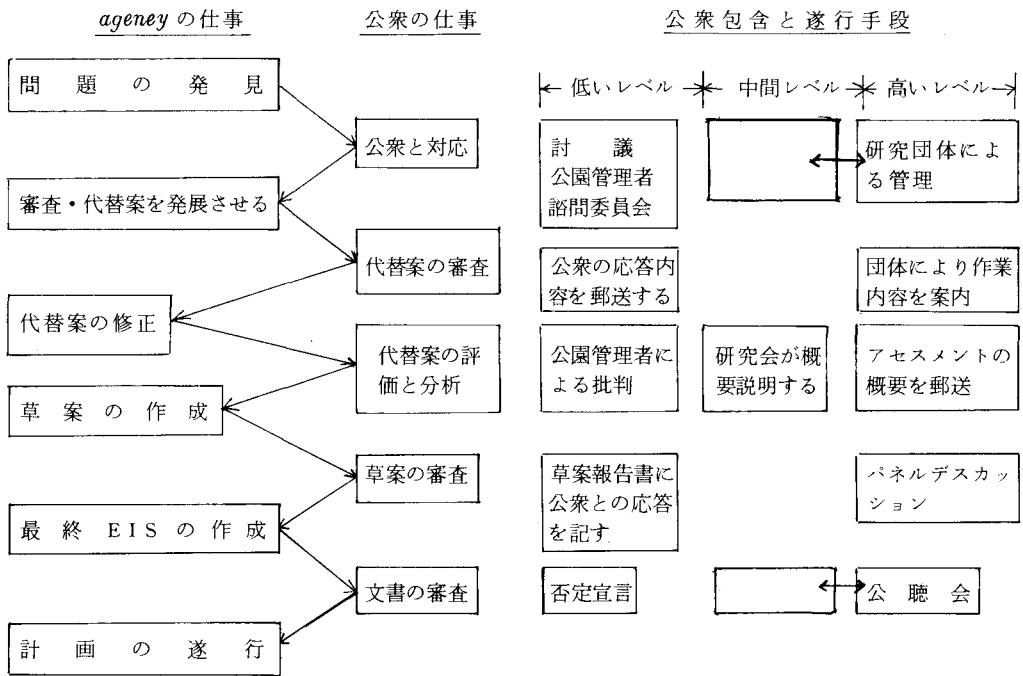
公衆を確認するための概要については、各種の諸項目に影響を及ぼす要因について直接・間接の利益をみな

がら考慮するように取扱っている。こゝでは未解決の問題は、国家レベル、地方、州の重要な論点に広げて公衆の関係の中で展望して改善する必要があるとしている。そのため公衆の参加は幅広い情報伝達を指向したものによっていると見做されている。

公衆包含については次の 5 つの疑問について EIS の報告書で取扱う必要があるとしている。

- 1. 計画のプロセスの中で公衆包含の取扱う時期について。
- 2. どのようなものを考慮しながら公衆を包含させるか。
- 3. 公衆包含によって何を役立てようとしているのか。
- 4. 公衆の要求しているものは何か。
- 5. どのような技術を適用して最良のものを得ようとしているのか。

公衆包含のプログラムは下記に示す通りである。



遂行の手段については、表に於いて公衆の仕事の関わりとして低いレベルは否定宣言に向けた環境上の文書が対象であり、中間のレベルについては研究会のガイドにより明らかにし、高いレベルについては公聴会やパネルディスカッションの会合に向けられている。こゝでの研究会の案内は公衆に対して計画の論点を討論を含めて明瞭な理解が計れるように取計らう必要がある。パネルディスカッションは専門家の立証に向けた、聴衆と専門家の間の情報交換による調整を促進させることであり、これらの点についての長所は、聴衆は技術の詳細について論点を明らかに理解出来る反面、個々の論点については総ての人に役立てうるものが明白にならない。然し情報としては *feed back* させることにより公衆の批判の間に於いて釣合いのとれた関係で評価されることが望ましいとされ、議論が複雑になると合意形成が困難になり *agency* に批判が向けられる可能性もでる。こゝでの公衆との応答は住民教育も目指した扱いとしての意味も考慮する必要があると見做され、我国との対応は国際性と国民性を考慮する必要がある。

4. 参考文献

- 1) Draft planning process Guideline NPS - 2
- 2) Draft Guideline For public involvement in the planning process, NPS